

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進

施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組

【現状と課題】

- こども家庭庁の調査（こども政策の推進に関する意識調査令和5（2023）年度）によると、「こどもは権利の主体である」と思っている人の割合は、約半数程度にとどまっています。
- こども・若者の権利を保障するためには、こどもは生まれながらに権利の主体であることを広く周知するとともに、こども・若者が自らの権利について学び、社会全体で理解を深めていくことが重要です。
- こども・若者は、多様な人格をもった「個」として尊重され、年齢・発達に応じた様々な方法で自らの意見を表明することができる機会が確保されることが必要です。

【施策の方向性】

- 令和5（2023）年に施行された「こども基本法」の基本理念を踏まえ、こどもの権利擁護など幅広い視点に立った「こどもの権利」に関する条例を整備します。
- また、こども・若者、保護者、教職員、幼児教育・保育関係者、青少年教育関係者、子育て支援関係者等に対し、「こどもの権利」に関する趣旨や内容について理解を促進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していきます。
- こどもや若者が、自らの権利が侵害されたり困難を抱えたりした時に助けを求める方法等を学べるよう、教育・保育・養育等の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

[illegible]

施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実

- こどもが天候や気温に左右されることなく、安全・安心に遊ぶことができる場や、様々な人とかわりながら多様な遊びや体験活動を経験できるイベント等のニーズがあります。
- 共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢のこどもや高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。
- こどもが夢中になって遊ぶことができる安全な場所の確保や、様々な人とかわりながら多様な遊びや体験活動ができる機会の提供と周知が必要です。
- 本市は、FSC®認証面積が市町村別で全国1位です（令和6年度時点）。森林の大切さを啓発し、次の世代に継承していくことが必要です。
- 本を読む楽しさが味わえるように、全てのこどもが平等に本と触れ合うことができる場の提供をすることが必要です。

- こどもが参加できる遊びや体験の場を提供します。また、浜松こども館や児童館に加え、こどもや親子が安全・安心に遊ぶことができる環境等について、調査・研究を進めます。
- こどもが豊かな心や個性を育む上で重要な、多様な遊びの経験や各種体験活動、地域の人との世代間交流の機会などを充実させます。
- 「価値ある森林の共創」を目指し、更なる認証面積の拡大とともに、地元・天竜材の良さや利用の意義を積極的に周知する木育を推進していきます。
- 保育・学校・家庭・地域において、こどもが本と触れ合うことのできる場を広く周知し、こどもが本に親しめるようにします。

【主な取組】(P101～P103)	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 浜松こども館	○	○	○	○	○			○	○	こども若者政策課
● 児童館		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 浜松市立青少年の家		○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
● ふれあい交流センター		○	○	○	○			○	○	高齢者福祉課
● F S C森林認証の取得及び活用				○	○	○	○	○	○	林業振興課
● 学校図書館教育の充実				○	○				○	教育センター 中央図書館
● ブックスタート		○						○		中央図書館

施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成

【現状と課題】

- 乳幼児期の保護者が、望ましい食習慣の基礎をつくり、乳児の健やかな成長を促すことができるよう、離乳食をはじめとする食事等に関する必要な知識や判断力の向上を支援する必要があります。
- 豊かな自然に恵まれた本市では、多くの農林水産物が生産され、多様な食文化が存在します。地域の豊かな食材や食文化の魅力を伝えていく機会の提供が必要です。
- 食育活動を行う保育所等に対して、事業費の補助を行っています。
- 地場産物を活用した給食等を通じて、浜松の食文化を学ぶ機会を設けています。
- こどもの望ましい食習慣や生活習慣の形成のため、朝食摂取の重要性を周知していますが、休日の朝食摂取向上が課題であり、家庭への啓発と連携強化が必要です。

【施策の方向性】

- こどもが食生活を始めとした基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域の関係機関等へ食育や生活習慣についての情報発信を行います。
- 地域で生産される多種多様な農林水産物を知り、食文化を学んだり考えたりすることで、健康的な食生活への理解を深め、地域の食文化の継承を図ります。
- 食育の推進に関する研修の実施や費用の補助を行い、食育推進活動を支援します。

【主な取組】(P103～P104)	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 乳幼児等健康教育		○	○					○		健康増進課
● 「伝えようふるさとの味」食育体験プログラム				○				○		農業水産課
● 私立保育所等事業費補助金（食育推進）		○	○						○	幼保支援課
● 食育の推進（市立保育所等） <u>拡充</u>		○	○					○	○	幼保運営課
● 食に関する指導・地産地消の推進			○	○	○			○	○	健康安全課

施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進

【現状と課題】

- 都市計画に基づく公園整備や地域住民による河川愛護活動が行われており、引き続き、都市公園等の整備や河川環境の維持管理が必要です。
- 公共建築物のユニバーサルデザイン化を進めており、引き続き、浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいた整備が必要です。
- 通学路には毎年多くの整備要望が寄せられており、関係機関と連携し、速やかな安全対策を講じることが求められています。
- まちなかへの移住支援により、令和4（2022）年度は29件85人、令和5（2023）年度は37件116人が居住誘導区域内に移住しましたが、引き続き、子育てにかかる保護者の経済的負担や心理的不安の軽減を図る必要があります。
- 学校施設バリアフリー化推進事業計画等に基づき、段差解消やバリアフリースイールの整備を進めています。

【施策の方向性】

- こどもや子育て当事者の目線に立った、こどもの遊び場の確保や保護者や地域住民が交流しやすい機会の創出となるよう、公園や公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化、河川や道路などの環境整備を総合的に推進します。
- 新婚家庭や市外からまちなかへの移住支援に加え、多世帯が支え合う同居等を促進し、育児の心理的・身体的負担を軽減し、安心感のある子育て環境づくりを推進します。
- 学校施設のバリアフリー化を図り、児童生徒ほか施設利用者の安全・安心の確保に向けた整備を進めていきます。

【主な取組】（P104～P105）	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 都市公園等の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公園課
● 児童遊園等の整備		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 公共建築物のユニバーサルデザインの推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公共建築課
● 河川愛護支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	河川課
● まちなか定住促進・子育て応援環境づくりの推進 新規	○	○	○	○				○		住宅課
● 学校施設のバリアフリー化				○	○					教育施設課
● 通学路の安全対策			○	○	○					道路企画課

施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進

【現状と課題】

- 外国人市民との共生社会づくりの満足度は上昇傾向にありますが、共生に関する理解促進や外国人市民の地域社会への参画及び活躍促進が必要です。
- 外国人児童生徒の特性に応じた就学カリキュラムの編成や言語支援が必要なこどもへの母語によるサポートが求められています。
- また、自らが望む将来の進路・キャリア支援につながるよう、文化や慣習等の相違など、実態に即した支援が必要です。
- 外国人のこども・若者の定住化が進んでおり、生活に密着した行政情報を多言語にて届けていくことが必要です。

【施策の方向性】

- こどもや若者が一人ひとりの自分らしさを大切にしながら成長することができるよう、外国人のこどもや若者への教育支援や、異文化理解・国際交流の取組を推進します。
- 外国人児童生徒が多数在籍する小中学校に就学支援員を配置するとともに、言語の支援が必要な児童生徒が在籍する学校に就学サポーターを派遣します。
- 次世代を担う外国人のこども・若者が日本で成長し、生活していく上で必要な日本語の習得やキャリア形成過程への支援を強化します。
- 浜松国際交流協会等の関係機関と連携し、必要な情報を届けられるよう様々なツールで継続的な多言語による情報発信を行っていきます。

[illegible]

施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進

【現状と課題】

- 学校の特色や地域の実態を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGs）をテーマとした探究的な学びに取り組んでいる学校が増えています。
- 実験や観察などを通して環境問題を学び、環境に配慮した行動ができる人を育てるため、環境学習プログラムの普及啓発を行い、市内の学校等で活用されています。
- 理科やものづくりの学習の場及び体験活動を実施する大学・企業・行政が連携した取組を支援していく必要があります。
- 性別により役割を固定化する固定的性別役割分担意識は、依然として社会に根強く残っています。

【施策の方向性】

- こどもの興味・関心を生かしつつ、持続可能な開発目標（SDGs）等の視点を取り入れた探究的な学習のさらなる充実を目指していきます。
- より多くの学校等で環境学習プログラムを展開し、持続可能な社会づくりの担い手を育成していきます。
- こどもたちが自分の個性や能力を発揮できる多様なプログラム提供を支援し、専門家による実体験の機会をととして、こどもたちの科学への興味・関心を高めていきます。
- 情報発信において、男女共同参画意識啓発のための情報誌発行に取り組みます。
- また、性的マイノリティの児童生徒へ適切に対応するため、教職員やスクールカウンセラーの理解を深めます。

【主な取組】（P107～P108）	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 探求的な学習の推進				○	○				○	教育センター
● 環境学習プログラムの普及			○	○	○	○			○	環境政策課
● 理科・ものづくり教育支援				○	○					教育センター
● 男女共同参画情報誌「ハーモニー」							○	○	○	UD・男女共同参画課

3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援

施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進

【現状と課題】

- 女性のやせは、貧血や将来の不妊・出産時のリスクを高めると言われています。令和4（2022）年度の女性のやせの割合は20.3%と年々増加しています。そのため、若い世代からのプレコンセプションケアの周知・啓発が必要です。
- 全ての妊婦・子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう、多様なニーズに対応した切れ目のない支援体制が必要です。
- 企業等の人財確保と持続的発展及びそこで働く市民の健康保持・増進には、従業員の健康管理や誰もが働やすい環境を整えることが重要であり、引き続き、企業等が取り組む健康経営に対する支援が必要です。
- 市内7箇所に「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期までの総合的な相談窓口を設置しました。今後は、気軽に相談できる窓口としての周知・啓発活動が必要です。

【施策の方向性】

- 中学生から20代の若者を対象に、性に関する正しい知識等を提供したり、日々の生活習慣や健康管理の重要性を伝えたりし、次世代のこどもの健康につながるよう、プレコンセプションケアを推進していきます。
- 健康経営に関するセミナー開催や企業の取組に対するサポートを通じて、企業における従業員の健康保持・増進や仕事と育児（介護）の両立支援などの取り組みを促進していきます。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、「こども家庭センター」の周知を強化し、相談体制の充実と関係機関との連携強化に努めます。

【主な取組】（P108～P109）	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 妊娠期健康講座	○				○	○	○	○		健康増進課
● 思春期教室					○	○		○		健康増進課
● 妊娠SOS相談	○				○	○	○	○		健康増進課
● 健康経営セミナー	○						○			ウエルネス推進事業本部
● こども家庭センター	○	○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課 健康増進課

施策3-② 小児医療の充実

【現状と課題】

- 少子化に関するアンケート(令和6(2024)年3月)では、「子育てがしやすくなったと感じる環境」について、医療費助成が充実した環境だと「思う」が81.2%となっており、医療費助成の充実が求められています。
- 令和6(2024)年4月の診療分から乳幼児の通院無償化を実施し、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図りました。
- マイナ保険証への移行が進むなど、本市においても医療・福祉・子育てサービスのデジタル連携により、市民サービスを向上させる取り組みが求められています。
- 児童とその家族に対し、自立支援員による個別相談を実施しています。

【施策の方向性】

- 学校等での各種健診の実施やこども医療費の助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図っていきます。
- 医療機関等と自治体をつなぐ情報連携基盤(PMH)について、窓口手続きの簡素化、助成情報確認の効率化等が期待できることから、医療費助成業務等における活用を図ります。
- 学校健康診断情報等の電子化や、PHR(パーソナルヘルスレコード=個人健康情報管理)との連携を検討していきます。
- 多様化する相談内容に適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化を図っていきます。

【主な取組】(P110)	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 乳幼児医療費助成		○	○							子育て支援課
● 小・中学生、高校生世代医療費助成				○	○	○				子育て支援課
● 学校健康診断情報の電子化				○	○					健康安全課
● 小児慢性特定疾病医療費助成		○	○	○	○	○				健康増進課
● 未熟児養育医療費助成		○								健康増進課

4 こどもの貧困対策の推進

施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 令和5（2023）年度に実施した浜松市子どもの生活実態調査にて、経済的困難等を抱える家庭のこども（中2・16～17歳）の約6割が、学校外の無料学習支援について「使ってみたい」「興味がある」と回答しており、学習や進学に対する支援を求めています。
- また、「経済的な理由でこどもを習い事に通わせることができない」と回答した保護者（小5）は、全体では5.3%でしたが、経済的困難等を抱える家庭の保護者に限ると33.3%ができないと回答しており、学校外教育を受ける機会に格差が生じています。
- 高校・大学進学の支援強化を図り、高校進学から大学等進学まで切れ目のない支援が必要です。

【施策の方向性】

- 経済的困難等を抱える家庭の児童に対し、学校外での学びの学習機会の提供や進学に向けた支援を行うことで、目標に向かって取り組む力や挑戦する意欲を高め、将来の自立に必要な力を育みます。
- 経済的な問題により教育における格差が生じたり、将来が閉ざされたりすることがないように、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援等を通じて、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

【主な取組】（P110～P111）	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 学習支援 新規					○	○		○		子育て支援課
● こども習い事応援				○						子育て支援課
● 浜松市奨学金制度						○	○			教育支援課

施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進

【現状と課題】

- ひとり親家庭の保護者は、就業率は高いものの所得が低く、子育てを他の家族に頼れない状況にあり、こどもの養育に対する生活・経済的支援が必要です。
- 経済的な困窮などにより、十分な社会経験を得られない環境にあるこどもたちに対し、生活スキルや対人関係能力を習得する機会を提供することが必要です。
- 多様な家庭環境や相談需要に対応するため、支援員（スクールソーシャルワーカー等）を配置し、気軽に相談できる体制整備と支援制度の周知徹底が必要です。

【施策の方向性】

- ひとり親家庭への養育費確保支援や生活に困窮している家庭に対する生活支援、就労支援等を行うほか、経済支援などの支援制度を充実させ、一人ひとりの状況に合ったきめ細かな支援を提供します。
- 地域の支援団体等との連携により、安心して過ごせる場を提供し、学習支援やこども食堂などのこどもの居場所づくりの活動を充実させ、家族以外の多様な大人との交流や様々な体験の機会を通じて、こどもたちの社会性や自立に必要な力を育みます。
- 支援員の配置時間や人員を増やし、課題解決のための効果的な配置と活用を図ります。

【主な取組】(P111～P115)	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 生活に困窮している家庭に対する相談・支援					○	○		○		福祉総務課
● 養育費取決・確保支援								○		子育て支援課
● 子育て世帯に対するフードパントリー		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 生活支援居場所の提供 新規				○	○			○		子育て支援課
● スクールソーシャルワーカーの配置 拡充				○	○			○	○	指導課
● 自立支援プログラム策定								○		子育て支援課

5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援

施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実

【現状と課題】

- 発達障がいの理解が広がり、相談・診療希望者が増加したことによる相談・診療の待機期間を解消することが必要です。
- 令和6（2024）年4月に医療的ケア児等相談支援センターを設置し、医療的ケアを必要とする人やその家族、関係機関からの相談業務に対応しています。
- 発達の遅れや発達に特性のあるこどもに対して、その子が持つ能力や可能性を伸ばすため、できるだけ早期にその子にあった適切な支援を提供することが必要です。
- 各種手当や制度の運用を通じて、経済的支援を行っています。
- 市立幼稚園6園に「発達支援の部屋」を設置し、専任の担当が個別または少人数での支援を行っています。支援体制の強化や相談対応の質の向上、多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 障がいのあるこども・若者が個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援を受けられるよう障がい児支援体制の整備を推進します。
- 専門的な相談支援と関係機関の連携を強化し、早期発見・早期療育のための体制の整備やこどもとその家族に対する支援の充実を図ります。

【主な取組】（P115～P117）	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 障害児通所支援		○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
● 発達障害者支援人材育成									○	子育て支援課
● 医療的ケア児等支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
● 市立幼稚園における発達支援の部屋			○					○	○	幼保運営課
● 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 <u>拡充</u>		○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
● たんぽぽ広場		○						○		子育て支援課
● 私立保育所等事業費補助金（要支援児童保育）		○	○						○	幼保支援課

施策5-② 関係機関や地域との連携強化

【現状と課題】

- 相談内容が多様化・複雑化していることから、関係機関との連携を深め、包括的な支援体制の構築が必要です。
- こどもの成長に伴い、かかわる機関が変わっていくため、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じて関係機関が連携することが必要です。

【施策の方向性】

- 地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目のない発達支援・家族支援の取組を進めます。
- 各ライフステージにおいてこどもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、医療、福祉、教育機関等が連携し、一貫した支援を行えるよう体制を整備します。

[illegible]

6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応

施策6-① 児童虐待防止対策等の強化

【現状と課題】

- 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を実現するため、支援を必要とするこども・家庭の対応を行う職員の専門性向上と、地域ネットワークを構成する関係機関との連携強化が必要です。
- 困難を抱える妊産婦や子育て世帯が増加している現状を踏まえ、子育ての負担軽減と孤立防止を目指し、地域全体で子育てを支える包括的な支援体制の整備が必要です。
- 保護や支援を必要とするこども・若者が安心・安全な環境で過ごすことで、健やかに成長できるよう、個別の課題やニーズに対応したきめ細かな専門的支援が必要です。

【施策の方向性】

- こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携し、包括的な支援を提供することにより、虐待の予防と再発防止に努め、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
- 子育て世帯、こどもの孤立や児童虐待を未然に防ぐため、子育ての負担を軽減する支援や、愛着形成など親子間の適切な関係性の構築を図る支援を実施します。

【主な取組】(P118～P121)	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● こどもを守る地域ネットワーク	○	○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課
● 養育支援訪問	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 子育て短期支援		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 児童育成支援拠点 新規				○	○	○		○		子育て支援課
● 親子関係形成支援 新規		○	○					○		子育て支援課
● 養育支援ヘルパー	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● こどもの相談援助・虐待防止・権利擁護		○	○	○	○	○		○	○	児童相談所

施策6-② 社会的養護体制の充実

【現状と課題】

- 児童養護施設等の退所者のアフターケアや未成年後見人支援など、継続的な支援の必要性が高まっています。
- 児童養護施設等の小規模化及び地域分散化の取組は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間にわたる「施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、計画的に進められています。さらに、多機能化・機能転換の一環として、在宅支援機能の強化も図られています。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する生活支援及び養育に関する相談支援の必要性が高まっています。
- 児童養護施設等入所児童や施設職員等の関係者に対し、こどもの権利や意見表明等支援事業について理解を促すため、周知・啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 児童養護施設等を退所後、自立生活上の困難や孤立を抱える者等の相談支援や必要な情報提供を行います。また、必要に応じて、一時的に施設に滞在できる環境を提供し、自立支援を行います。
- できる限り良好な家庭的環境の中で養育が実施されるよう、引き続き、児童養護施設等の小規模化及び地域分散化への取組を支援します。また、これらの施設が在宅支援の専門機関として多機能化・機能転換に取り組むことで、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への養育支援体制の充実が図られるよう支援します。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、居場所や食事の提供、相談支援ができる体制の整備を進めます。
- 社会的養護を必要とするこどもが適切な保護と養育を受けることができるよう、関係機関との連携強化及び児童福祉司や児童心理司等の対応技術の向上を図ります。
- 児童養護施設等入所児童の権利と意見表明を支援するため、こどもたちと施設職員等の関係者に研修を実施します。また、意見表明等支援員を養成する研修の実施と支援員の確保に努め、こどもの権利を保障する取り組みを推進します。

【主な取組】（P121～P122）	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 社会的養護自立支援拠点 新規						○	○			子育て支援課
● 児童福祉施設整備助成									○	子育て支援課
● 未成年後見人に対する助成		○	○	○	○	○				子育て支援課
● こどもの権利擁護環境整備 新規		○	○	○	○	○			○	子育て支援課

施策6-③ ヤングケアラー対策の推進

【現状と課題】

- 令和5（2023）年度からヤングケアラー相談窓口を開設し、ヤングケアラーコーディネーターを配置しました。
- 当事者や家族からの相談は少ない現状にあり、ヤングケアラー相談窓口のさらなる周知が必要です。また、こどもや家庭にかかわる機関がヤングケアラーへの理解を深めることが必要です。
- 様々な家庭環境の中で多様な問題等を抱えたこどもに寄り添い、教育機会の確保や学力向上支援等の教育支援の強化が必要です。

【施策の方向性】

- こどもや家庭にかかわる機関へのさらなる周知啓発を図ることで、ヤングケアラーを早期に把握し、こどもの意向に寄り添った必要な支援につなげていきます。
- 学校現場における、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員により相談体制を強化し課題解決に取り組みます。

【主な取組】（P122～P123）	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● ヤングケアラーへの支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
● 教育相談支援 拡充				○	○	○				教育支援課
● スクールソーシャルワーカーの配置 拡充				○	○			○	○	指導課

7 こども・若者の安全の確保

施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成

【現状と課題】

- 青少年育成指導員と協力して補導活動及び環境浄化活動を実施していますが、こども・若者の行動範囲の多様化に伴い、活動エリアを郊外へ拡大する必要性が生じています。
- こどもの安全を守るため、不審者から緊急避難できる「こども110番の家」の登録協力を、家庭や事業所に広く呼びかけ、設置場所の拡大を図る必要があります。
- 国の調査（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）によると、ネットいじめの件数が増加し、2022年度は2万3,920件で、過去最多となっています。こうした背景から、本市でもインターネット利用時のトラブル事例や安全に利用するための心構え等に関する情報モラル教育のニーズが高まっています。
- 社会環境の変化に伴いこどもたちの行動様式が変化しているため、学校と地域が連携し、こどもたちの実情に応じた健全育成を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 犯罪被害との遭遇からこども・若者を守るため、補導・環境浄化活動を推進していきます。
- 近年の多様化する事件や事故からこどもたちを守るため、こどもを取り巻く環境の変化に注視しながら、安全対策や啓発活動に取り組みます。
- SNSに起因するいじめ、闇バイト、性被害等を防止するため、年齢に応じた内容と方法で情報モラル教育を推進します。
- 青少年の健全育成を目指し、学校、家庭、地域などこどもを取り巻く様々な立場の人と連携をとり、地域社会の環境浄化と教育力の向上に努めます。

【主な取組】(P123～P125)	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 補導・環境浄化活動				○	○	○	○			こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 情報モラル講座、健全育成知っ得講座				○	○	○		○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 通学路の交通安全対策		○	○	○	○					健康安全課 幼保運営課
● 登下校防犯対策の推進				○	○		○	○	○	健康安全課
● こども110番の家			○	○	○			○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 青少年健全育成会		○	○	○	○	○				こども若者政策課 (青少年育成センター)

施策7-② こども・若者の自殺対策の推進

【現状と課題】

- 本市の30歳未満の若者の自殺者数は毎年変動がありますが、全年齢の総数の2割を占める年もあります。
- こどもや若者が心理的に追い込まれる前に、家族や友人・地域の人々・行政機関・民間団体などが、こどもや若者の自殺のサインに気づき、悩みや困りごとに応じた相談窓口へ速やかにつなぎ、地域社会全体で支援する体制が必要です。
- SNSを活用した新たな相談ツールの導入により、こども・若者からの相談件数が大幅に増加しています。

【施策の方向性】

- 学校や地域等の関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応できる情報交換や体制づくりを図ります。
- 本市の相談機関一覧表やいのちをつなぐ手紙を発行し、学校、公共施設、医療機関などで広く周知し、自殺予防や自殺対策に関する広報啓発を図ります。
- ストレスマネジメント教室の対象を拡大し、早期からの支援体制を整えます。また、専門家と教職員の連携を深め、チームでの対応力を高めることで、こどもの心身の健康と学校生活の充実を図ります。
- 電話相談に踏み切れない若者等への相談窓口として、SNSを活用した相談支援事業を実施します。

【主な取組】(P125～P127)	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 浜松市の相談機関一覧表、いのちをつなぐ手紙の発行	○			○	○	○	○	○	○	健康医療課 精神保健福祉センター
● 若者支援地域協議会					○	○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 子どものための ストレスマネジメント教室 <u>拡充</u>				○						教育支援課 精神保健福祉センター
● わかものライン相談@浜松市						○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)